

岐阜労働局発表  
平成 25 年 9 月 30 日(月)

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 松野 明広
	監察監督官 夏旣 宗幸
	電話 058-245-8102
	FAX 058-248-2339

## 県内 212 か所の建設工事現場に一斉監督指導を実施

半数を超える現場で改善指導、解体工事現場で 55.2%の高い違反率

岐阜労働局（局長 佐々木秀一）では、平成 25 年に入って建設業における労働災害が増加傾向にあったことから、本年 6 月から 7 月の 2 か月間にわたり、県内 7 労働基準監督署において建設工事現場の一斉監督指導を実施した。

その結果、労働安全衛生関係法令違反で是正勧告等を行った現場は 38.7%（212 現場のうち 82 現場）であった。また、法令違反は認められなかったものの、労働災害防止等の観点から改善が必要であるとして指導等を行った現場は 53.8%（212 現場のうち 114 現場）で、半数を超えた。

### 監督指導結果のポイント

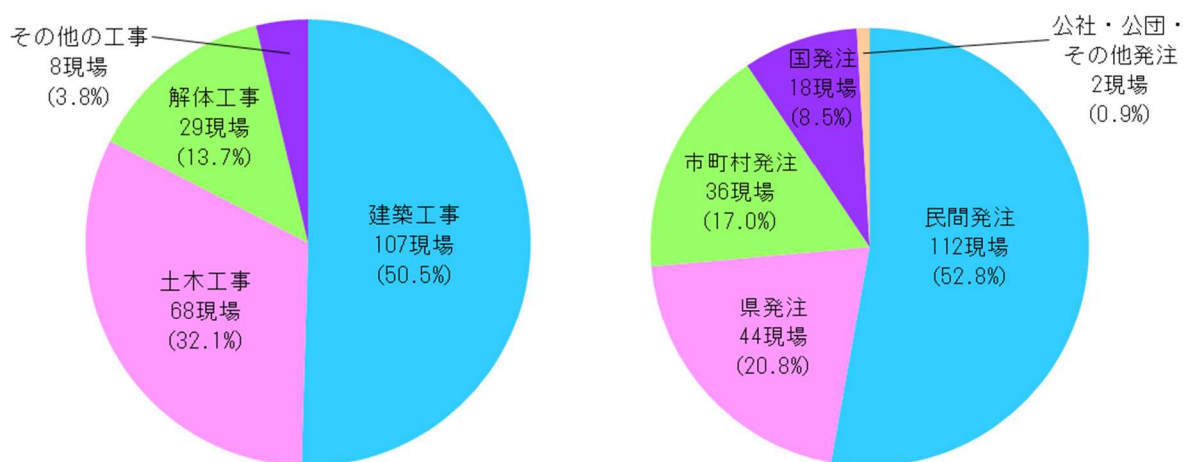
- 1 労働安全衛生関係法令違反で是正勧告等を行った現場の割合（違反率）は 38.7%（212 現場のうち 82 現場）であった。
- 2 法令違反は認められないものの、労働災害防止等の観点から改善が必要であるとして指導等を行った現場の割合（改善指導率）は 53.8%（212 現場のうち 114 現場）で半数を超えた。
- 3 工事種類別では、解体工事現場における違反率が 55.2%と最も高く、解体用機械に係る改正労働安全衛生規則に関する違反も認められた。
- 4 12 現場で作業停止等命令等の行政処分。
- 5 悪質な法違反については、書類送検等の司法処分も含め厳正に対処する方針。

## 1 建設工事現場一斉監督指導の概要

監督指導を実施した 212 現場を工事種類別で見ると、建築工事 107 現場（50.5%）、土木工事 68 現場（32.1%）、解体工事 29 現場（13.7%）、その他工事 8 現場（3.8%）であった（グラフ 1）。

発注者別では、民間 112 現場（52.8%）、県 44 現場（20.8%）、市町村 36 現場（17.0%）、国 18 現場（8.5%）、その他 2 現場（0.9%）であった（グラフ 1）。

（グラフ 1）工事種別及び発注者別監督指導実施現場数



## 2 監督指導結果の概要

(1) 労働安全衛生関係法令違反で是正勧告等を行った現場の割合（以下「違反率」という。）は 38.7%（212 現場のうち 82 現場で違反）

監督指導を実施した建設工事現場は 212 現場であり、このうち 82 現場（38.7%）において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等の労働安全衛生関係法令違反が認められ、是正勧告等を行った（表 1、グラフ 2）。

### 違反等の具体的事例

- ア 元請事業者が下請事業者に対する法違反防止の指導を怠っていたとして是正勧告等を行ったもの。
- イ 高さ 2 メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体落下防止措置が講じられていなかったため、是正勧告等を行ったもの。
- ウ 車両系建設機械と労働者との接触を防止するための措置が講じられていなかったとして是正勧告等を行ったもの。

- (2) 法令違反は認められないものの、労働災害防止等の観点から改善が必要であるとして指導等を行った現場の割合(以下「改善指導率」という。)は53.8%(212現場のうち114現場で改善指導)

監督指導を実施した建設工事現場は212現場であり、このうち半数を超える114現場(53.8%)において、労働災害防止等の観点から改善が必要であるとして改善指導等を行った(表1、グラフ2)。

### 改善指導等の具体的事例

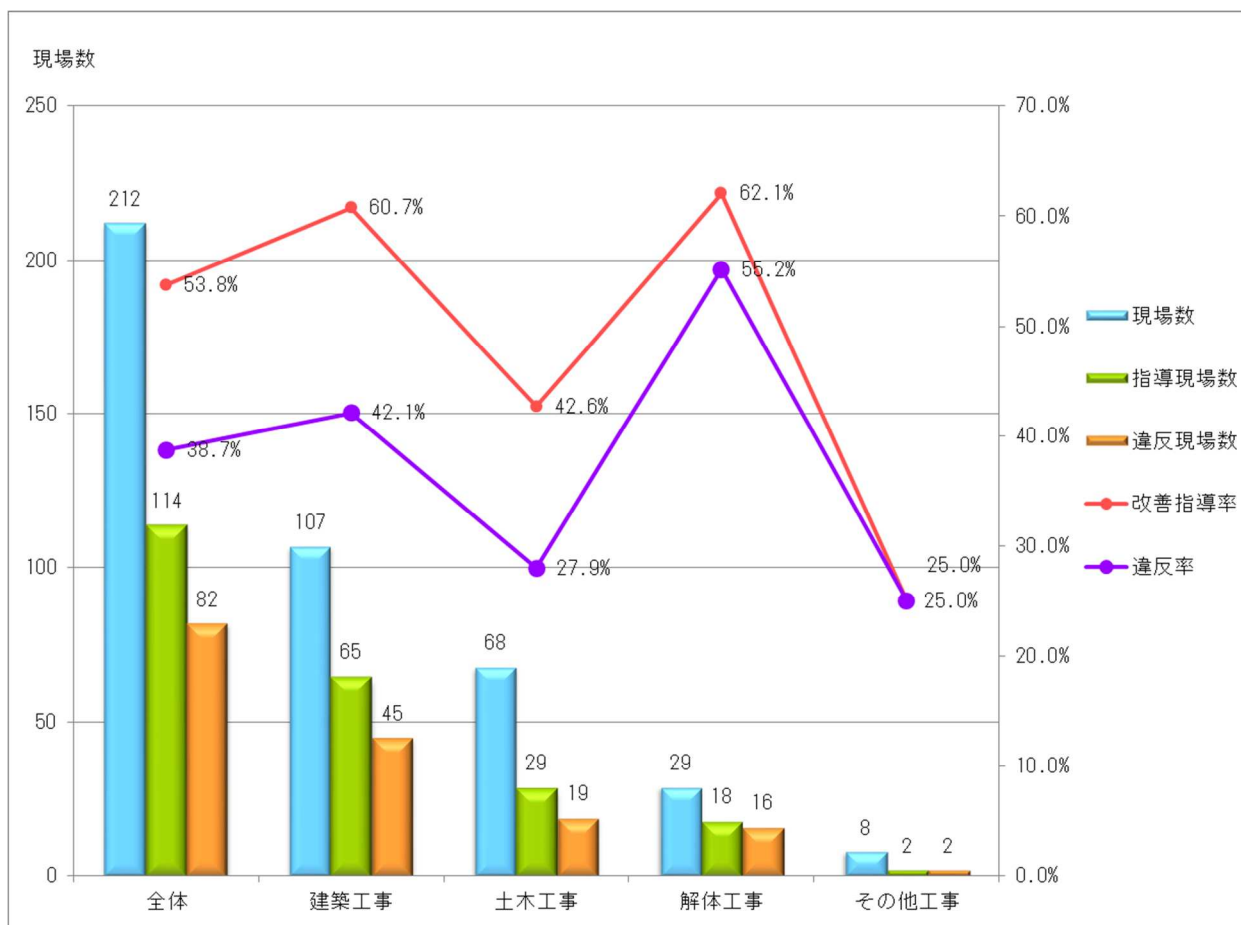
- ア 労働災害の発生を未然に防止するため、リスクアセスメント<sup>(1)</sup>の導入を指導したもの。
- イ 作業開始前に危険予知活動<sup>(2)</sup>を実施することとしているのに、一部の下請事業者が実施していなかったため、元請事業者に危険予知活動の確実な実施を指導したもの。
- ウ 水・塩分の摂取、休憩場所の整備、WBGT値<sup>(3)</sup>の低減等の熱中症予防対策を指導したもの。

- (1) 作業におけるリスクを特定し、労働災害の重篤度とその災害が発生する可能性からリスクを見積もり、優先度を決めた上で、リスク低減措置を行う労働災害を防止するための一連の手法。
- (2) 作業開始前に危険要因を見つけ出し、特に重点として実施する安全対策を決定し、確実に実施する安全衛生活動のこと。
- (3) 労働環境において作業者が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を行う指標。

(表1) 監督指導を実施した現場数、違反率及び改善指導率

	現場数	違反現場数	違反率	指導現場数	改善指導率
建築工事	107	45	42.1%	65	60.7%
土木工事	68	19	27.9%	29	42.6%
解体工事	29	16	55.2%	18	62.1%
その他工事	8	2	25.0%	2	25.0%
全体	212	82	38.7%	114	53.8%

(グラフ2) 監督指導を実施した現場数、違反率及び改善指導率



### (3) 項目別の違反現場数及び違反率

上記2(1)の労働安全衛生関係法令違反を項目別にみると、

- ア 元請事業者が行うべき関係請負事業者に対する管理・指導義務違反(元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠った等)が54現場(違反率25.5%)
- イ 足場の安全措置義務違反(高さ2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体落下防止措置が講じられていない等)が27現場(同12.7%)
- ウ 墜落防止のための安全措置義務違反(高さ2メートル以上の高所作業場所に手すりを設置していない等)が16現場(同7.5%)
- エ 車両系建設機械の安全措置義務違反(車両系建設機械との接触を防止するための措置が講じられていない等)が16現場(同7.5%)
- オ 労働衛生対策措置義務違反(手持式グラインダーによる研磨作業等で呼吸用保護具を着用させていない等)が10現場(同4.7%)

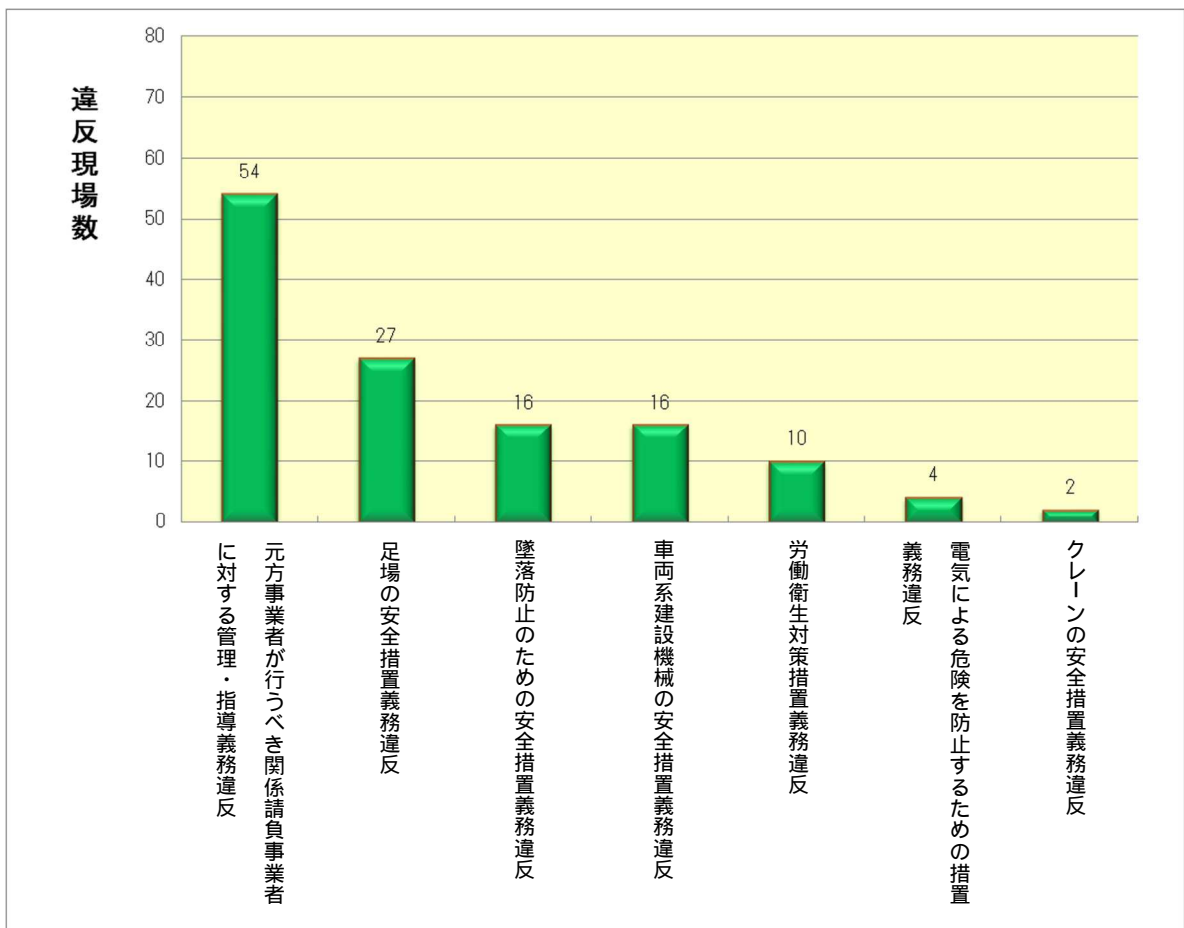
カ 電気による危険を防止するための措置義務違反（配線等の絶縁被覆が損傷している等）が4現場（同1.9%）

キ クレーンの安全措置義務違反（腐食したワイヤロープを使用している等）が2現場（同0.9%）

の順に違反率が高かった（グラフ3）。

足場の安全措置義務違反が12.7%と平成24年12月の10.9%から1.8%増加しており、手すり、中さん、幅木の設置等、足場の墜落防止対策や物体落下防止措置が徹底されていないものと認められた。

（グラフ3）項目別の違反現場数



#### （4）解体工事現場における法令違反等の状況

平成23年10月、岐阜市で解体中の工場の外壁が倒れ、下敷きとなった女子高校生が死亡した事故を端緒に、岐阜労働局では、解体工事現場に係る重点的な監督指導を継続的に実施している。今回の一斉監督指導においても、岐阜県、岐阜市、大垣市及び各務原市の協力を得て29の解

体工事現場に監督指導を実施し、このうち 16 現場（55.2%）に何らかの労働安全衛生関係法令違反が認められた。

違反内容は、墜落防止対策の未実施、解体作業計画の未作成、石綿の使用に関する事前調査結果の未周知、飛来落下防止対策の未実施などであった。工事種類別の違反率は、解体工事が最も高く、解体工事現場における労働災害の「事故の型」の多数を占める「墜落、飛来」に関する違反も相当数認められたことから、今後も継続的な監督指導が必要であると考えている。

また、本年 7 月 1 日から、鉄骨切断機等の解体用機械が労働安全衛生法令上の車両系建設機械の解体用機械として規制の対象となったが、今回の一斉監督指導では、ヘッドガードを備えていない、アタッチメントの重量の表示がされていないといった改正労働安全衛生規則に関する違反も認められた。

#### (5) 12 現場で作業停止等命令処分

違反が認められた現場のうち、墜落や転落の危険のある箇所等で、労働者に急迫した危険があると認められた 12 現場（5.7%）において、労働災害を未然に防止する観点から作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。

#### 作業停止等命令処分の具体的事例

- ア 解体工事現場において、屋根の端で解体作業を行っていたのに、安全帯の取付設備の設置等、何ら墜落防止措置が講じられていなかったもの。
- イ 外部足場に手すり、中さん、幅木等が設けられていなかったもの。
- ウ 建物内部の階段の上部に墜落防止用の手すり等が設けられていなかったもの。
- エ 建物内部の 3 階のエレベーターピットと通路との開口部に墜落防止用の手すり等が設けられていなかったもの。
- オ 木造 2 階建て社宅新築工事現場において、外部足場に手すりが設置されていたものの、中さん等が設置されていなかったもの。

## 2 今後の方針

- (1) 平成 25 年の建設業における休業 4 日以上死傷者数は 140 人で、前年同期の 125 人と比較すると 15 人（12.0%）の増加となっており、死亡災害も 2 件発生していることから、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメ

ント等の導入を積極的に推進する方針である。

- (2) 県内7労働基準監督署においては、今後も労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反については書類送検等の司法処分を含め厳正に対処する方針である。

参考資料

資料番号 1 岐阜県における労働災害発生状況（1）  
平成 25 年における死傷災害発生状況（6 月末）